



Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2023 年 12 月

改正 TFRS for NPAEs(非公開会社用 タイ国財務報告基準)の 主な改正点サマリーのご案内

お客様各位

2023年1月24日付けで発行の弊社ニュースレターにてご案内した通り、改正TFRS for NPAEsが2023年1月1日以降開始する事業年度から適用されています。本改正は、①基準の網羅性の改善、②簡素性の維持、③オプションの提供の3つをキーコンセプトにしており、新会計基準の追加、既存の基準は維持しつつタイ会計士協会(TFAC)のガイダンスを統合等、従前のTFRS for NPAEsから大きく変更されおります。

今回、改正 TFRS for NPAEs 適用後、最初の年度決算を迎えることとなりますので、主な改正点を以下にまとめております。2023 年度決算前の再点検、及び次年度以降の新会計基準の任意適用の検討の際のご参考にしていただければと思います。

改正されたユニット

ユニット	トピック	主な改正点
2	対象範囲	<ul style="list-style-type: none">TFRS for NPAEs の適用企業である公的説明責任を追わない会社の例示として質屋及び資産管理法人を追加
3	フレームワーク	<ul style="list-style-type: none">継続企業的前提に重大な疑義を抱かせる事象又は状況を経営者が認識している場合、企業はそれらの不確実性を開示する事を要求継続企業的前提に疑義を生じさせる事象や状況の例示の追加連結の範囲について、法的形式よりも実体が重視される事象の例示を追加（連結財務諸表の作成会社が対象）

4	財務諸表の開示	<ul style="list-style-type: none"> ● 期中財務報告（TAS34）の任意適用可 <ul style="list-style-type: none"> - 任意適用した場合においても、TFRS for NPAEs で要求されていない事項、例えばキャッシュ・フロー計算書の開示は不要 ● 包括利益計算書の開示が任意 <ul style="list-style-type: none"> - 計算方式、2 計算方式の選択適用 - その他包括利益を「将来損益に組み替えられない項目」と「将来損益に組み替えられる可能性のある項目」に分類して開示 ● 連結財務諸表または持分法が適用される財務諸表の作成が任意 <ul style="list-style-type: none"> - 連結財務諸表を作成する場合、以下の 5 つの会計基準に準拠して作成することが要求 TFRS 10 連結財務諸表 TAS 27 連結及び個別財務諸表 TAS 28 持分法 TFRS 11 共同契約 TFRS 12 他の企業への関与の開示、TFAC の共通支配下の企業結合についてのガイダンス ● 借入契約違反時の流動負債と固定負債の分類例の追加
6	現金および現金同等物	<ul style="list-style-type: none"> ● 現金の定義に要求払預金が追加
8	棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ユニット 21 農業」、「ユニット 27 鉱物資源の探査及び評価」の会計基準が新設されたことに伴い、農作物、鉱物、商品相場ブローカーの在庫評価方法についての会計基準を追加
9	投資	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社の定義明確化 <ul style="list-style-type: none"> - 投資先の議決権の 50%超（過半数）を直接または間接的する場合、明らかに支配が存在しないと反証される場合を除き、子会社となる。一方で、投資先の議決権の過半数に満たない場合でも、その他事由により議決権の支配が存在する場合は、子会社となる
10	有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価モデルに加えて、再評価モデルの選択適用可 ● 固定資産の価値の恒久的な下落がある場合について、減損会計（TAS36）に基づき、回収可能価額を正味売却価額に代えて使用価値を回収可能価額とすることができることの明示 ● 売却目的で保有される非流動資産を流動資産として分類する場合の要件の設定
11	無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ● 無形固定資産の耐用年数設定に際し考慮すべき要因の例示（テクノロジーの陳腐化など） ● 耐用年数を確定できない無形固定資産の償却期間は 10 年以下（改正前は、無形固定資産の償却期間は一律 10 年と規定されており、10 年以下の耐用年数は認められていなかった）
12	投資不動産	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価法、公正価値法のいずれかを選択適用

16	引当金、偶発負債および偶発資産	<ul style="list-style-type: none"> 偶発資産の定義を明記 偶発資産の認識は不可。ただし、経済的便益の流入の可能性が高い場合は内容を開示し、経済的便益の流入がほぼ確実である場合は資産として認識する
18	収益認識	<ul style="list-style-type: none"> カスタマー・ロイヤリティ・プログラムの会計処理が明記 <ul style="list-style-type: none"> 以下の会計処理の選択適用 <ul style="list-style-type: none"> 引当方式：報告日時点の累積ポイントについて、経営者の最善の見積りに基づき、費用及び引当金を認識 繰延収益方式：累積ポイントについて、公正価値に基づく対価配分後の金額を繰延収益として認識 本人・代理人の論点が明記 <ul style="list-style-type: none"> 本人か代理人を識別する際の検討項目を例示 <ol style="list-style-type: none"> 主たる責任 在庫リスク 価格決定権 顧客の信用リスク
21	為替換算レート変更の損益影響	<ul style="list-style-type: none"> 機能通貨会計（TAS21）の任意適用可 外貨による公正価値で測定される非貨幣項目について、公正価値が測定された日の為替レートを使用して換算 非貨幣性項目の評価に係る利得又は損失は資本（包括利益計算書の作成を選択した場合はその他包括利益）で認識 在外事業体の経営成績及び財政状態の換算方法に関する基準を追加。資産及び負債財政状態計算書の決算日レート、収益及び費用取引日レート

新会計基準

ユニット	トピック	主な内容
22	農業	<ul style="list-style-type: none"> 収穫時点の生物資産または農作物は、原価法または売却費用控除後の公正価値のいずれかを選択することによって測定
23	政府補助金	<ul style="list-style-type: none"> 政府補助金は、条件が満たされ、補助金が受け取られるという合理的な保証がある場合に認識 政府補助金は受領資産の公正価値で測定 資産取得に関する政府補助金は次のいずれかを会計方針として選択 <ol style="list-style-type: none"> 政府補助金を繰延収益とし、資産の耐用年数に亘り定期的に当期利益に計上 政府補助金を資産の帳簿価額から直接減額
24	デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブの会計処理は以下のオプションから会計方針として選択

		<ul style="list-style-type: none"> 1) 期末時点で未処理のデリバティブについて開示（オフバランス） 2) Accrual basis（振当処理） 3) 公正価値評価 4) ヘッジ会計
25	企業結合	<ul style="list-style-type: none"> • 企業結合とは、取得企業が1つまたは複数の事業に対する支配を獲得する取引、またはその他の事象 • 取得対象が事業に該当しない場合には、資産の取得として会計処理 • 取得が企業結合の要件を満たす場合、以下の会計処理を選択適用 <ul style="list-style-type: none"> - 資産取得法（資産の取得として会計処理） - TFRS3 の取得法。企業結合で取得した識別可能な資産および引き受けた負債を取得日の公正価値で測定 - のれんについては20年で償却 - 共通支配下の企業結合については、タイ会計士協会が公表したガイダンスに従い、簿価法による会計処理が求められる
26	鉱物資源の探査および評価	<ul style="list-style-type: none"> • 資産価値の下落を除き、鉱物資源の探査及び評価（TFRS 6）に準拠して鉱物資源の探査および評価を会計処理することが求められる • 鉱物資源の探査および評価から生じる資産価値が恒久的に下落した場合、企業は損益計算書において資産価値の下落による損失を認識 • 資産価値の永続的な下落を示す事実が存在しなくなった場合、企業は認識した損失を戻し入れる必要がある
27	サービス譲与契約	<ul style="list-style-type: none"> • 公的セクターから民間事業者へのサービス譲与契約のうち、当該インフラを用いて提供されるサービス及びその価格を公的セクターが管理・規則し、かつ、譲与契約時のインフラの重要な残存部分を公的セクターが支配する場合に適用される会計基準

KPMG 会計 日本人担当者



宮田 一宏
パートナー
kazuhiro@kpmg.co.th



蓑毛 徹
ディレクター tminomo@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先

gjp-marketing@kpmg.co.th

kpmg.com/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization